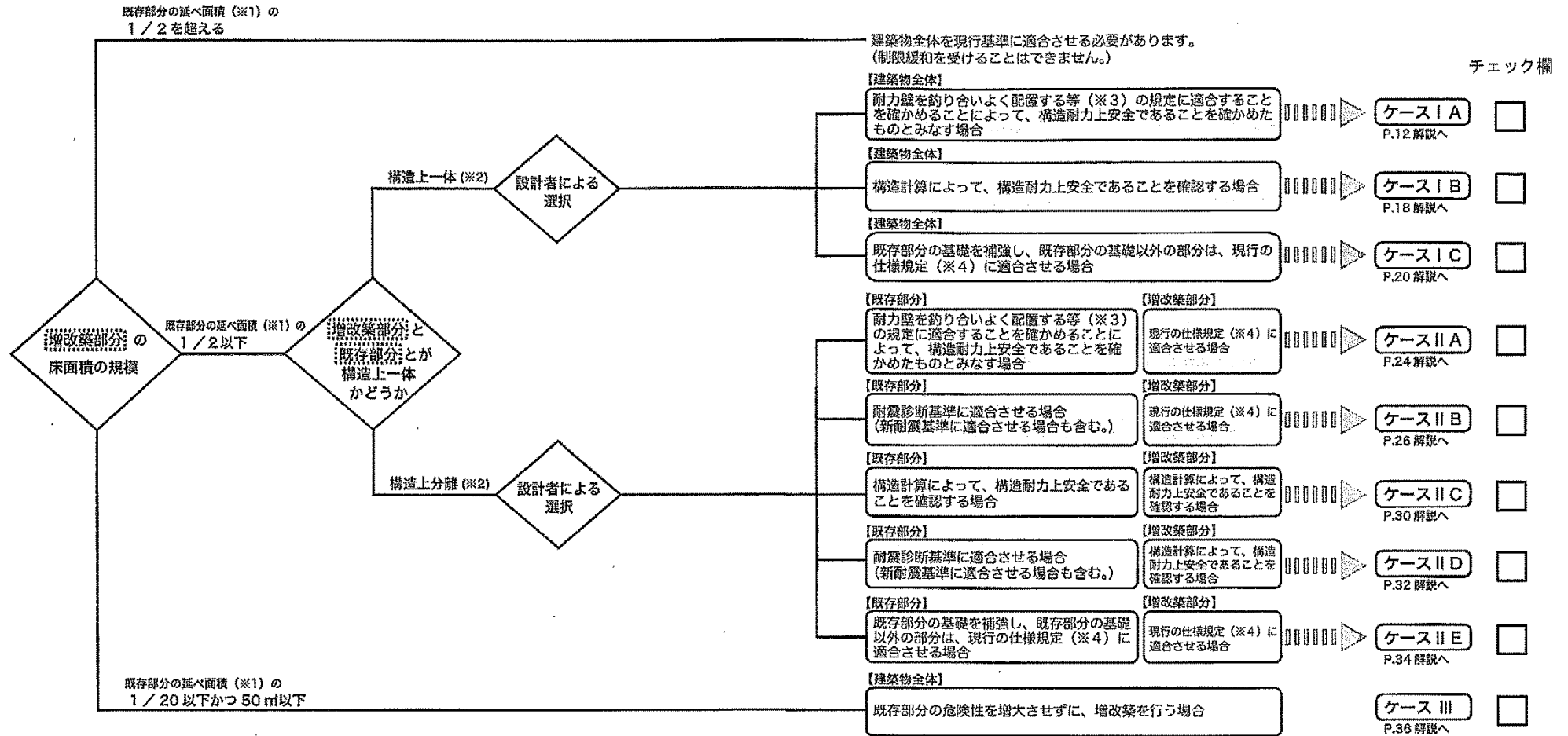


別紙 緩和条件適合方法

一般財団法人 木を活かす建築推進協議会発行
木造住宅等の増改築における建築確認申請の手引きを参照



※1 既存部分の延べ面積とは、基準時における延べ面積です。基準時とは、構造耐力関係規定が改正されたことにより、改正前は適法であった建築物が、改正後の同規定に適合しなくなった時点を示します。

※2 構造上一体とは、増改築部分と既存部分を構造上分離せずに増改築を行うものをいい、構造上分離とは、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより、建築物を構造上二以上の部分に分けて増改築を行うものをいいます。

※3 耐力壁を釣り合いよく配置する等とは、令第42条、令第43条並びに令第46条の規定に適合させることをいいます(枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合にあっては5-(4)を参照してください。)

※4 仕様規定とは、令第3章(第3節を除く。)の規定及び法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

※5 上記の四角囲い内の説明は、構造耐力関係規定を緩和するための代表的な条件を示したものであり、正確な緩和条件は、それぞれのケースの解説ページを参考にしてください。

【設計者氏名】 _____ 印

【資格】 (_____ 級) 建築士 (_____) 登録 第 _____ 号